

明治初年の六十六部の本山問題

——『公文録』にみる仁和寺の六十六部支配の終焉と六部集団——

小嶋博巳

六十六部をめぐる研究上の大きな課題の一つに、その実践者たちを統括・支配するセンターの問題がある。筆者は、江戸の東叡山寛永寺と京都の御室仁和寺の「御定目」と称する掟書が存在することなどをもって、両者がこうした機能を果たしていたと考えてきたが、このうち仁和寺に関しては、幕末期の支配を裏付ける史料が少しづつ確認されてきている。なかでも注目されるのは日野西眞定によって紹介された和歌山県九度山町の丹生川円通寺文書で、安政四年（一八五七）、仁和寺はいったん中絶していた「往古より」の六十六部の支配を「復旧」させる旨を、直末寺院あてに通達していた。⁽²⁾くわえて、同年から翌年にかけて、御室の八十八カ所霊場（成就山八十八カ所）の修覆を名目に、御室御所の配下と称する六部たちが各地で勧進を行なおうとしていたことも複数の史料で知られる。⁽³⁾さらに、徳島県つるぎ町・東福寺が所蔵する六十六部の笈には、表に「御室御所御支配」、裏面に「文久二戊年（一八六二）八月 執達所（印）三百八十三番 六十六部回国行者 越後国古志郡中村 金益」（傍点引用者）の墨書をもつ木札が付属しており、幕末期、仁和寺の配下にあつて廻国をしていた六部が相当数いたことを教えている。その他、「御室御所御支配」の文字をもつ刷り物や廻国供養塔も確認されている。⁽⁴⁾もっとも、こうした御室の支配を裏付ける史料の一方で、明治初年、京都の空也堂極楽院が六十六部の「本山」となつて免状を出していた事実が普根幸裕によつて指摘されており、⁽⁷⁾また他方では寛永寺の支配に直接関わる史料はいまだほとんど知られていない。六十六部に他の巡礼とは異なるある種の組織化が見られたことは間違いないとしても、われわれが把握できているのはいまだいくつかの断片に過ぎないのである。

しかし、この問題に関してはじつは重要な史料が見過ごされてきた。明治初期の政府の基本公文原簿、『公文録』（国立公文書館蔵）である。しばしば言及されるように、明治四年（一八七二）十月、太政官は「六十六部を禁止する」旨の布告を発するのであるが、『公文録』にはそれに関わる一連の文書、とくに太政官に対する京都府の伺が、府に差し出された関係寺院等の文書を添えて収録されており、これまで知られていなかった六十六部支配をめぐる状況の一端が判明するのである。小稿は、これを用いて、六十六部の組織性の問題に少々の新知見を加えてみようというものである。

一一

『公文録』には、明治元年から同十八年の間に太政官が授受した公文書が省庁別・年次別に編集、収録されている（ただし、明治六年以前は原文書を焼失しているため写本である）。六十六部の禁令に関わる一件の文書は、明治四年・第百二十九卷に「京都府六十六部惣会所ノ儀ニ付伺」という件名を付してまとめられている⁸。階層構造を無視して数え上げれば、ここには計二七点の文書が含まれており、以下、便宜的に〔文書N〕のごとく通し番号を付してこれらと呼ぶことにする。

まず京都府から太政官にあてた伺〔文書3〕から示せば、次のとおりである。この伺と、それに対する太政官の回答（後掲の文書1）が、この一件の骨子をなしている。

五辻千本大報恩寺并元仁和寺門跡家来帰農当時葛野郡大北山村百姓幡野伊織ヨリ、別紙ノ通日本廻国六十六部取締ノ儀願出候処、右ハ御維新以来御廃止ト申御沙汰モ無之候へ共、当府管内限リノ事ニ無之、御國中

二関シ候儀ニ付、如何処置可然哉、尤モ当府見込ニテハ、既ニ門跡等モ御廢シ相成候付是等ノ者ノ支配モ御廢シ、支配御廢ニ相成候へハ是等ノ者ハ無論断然御廢シ可然ト存候へ共、一般ノ御制度可有之ニ付、此段相候候也

辛未（明治四年）九月十日 京都府

史官御中

〔文書3〕

大報恩寺（千本釈迦堂）と仁和寺門跡の家来であつた幡野伊織なる人物から「日本廻国六十六部取締ノ儀」の願い出があり、六十六部についてはとくに廢止の沙汰もないが、府管内のみならず全国に関わることなのでその処置方を伺いたい、というものである。くわえて京都府は、「当府見込」として、すでに門跡もその六十六部支配も廢されており、「是等ノ者」すなわち六十六部そのものをも廢するのが適當、とする意見を添えている。「六十六部取締ノ儀」とは、のちに詳述するように、具体的には六十六部の本山および惣会所の設置の件である。

これに対して太政官史官は、当事案は大藏省の管轄になると判断し、九月十四日、他の一件とともに大藏省に回付した〔文書26〕。大藏省では、同十月八日、大藏卿大久保利通・大藏大輔井上馨の連名で、「伺之通」として、六十六部の禁令の布告案を添えて正院に送っている。このときの大藏省の判断理由は、次のようなものであつた。

六十六部惣会所取建方等ノ儀京都府申出候ニ付伺

六十六部惣会所取建云々京都府ヨリ差出候伺書御回シニ付取調候処……（中略）……一体六十六部ノ儀ハ

其者信仰ニテ諸仏閣靈場順拜ノ為メ回国致シ候事ニ可有之処、其実名義ノミニテ、糊口ノ為メ旧籍ヲ脱シ前書惣会所へ寄宿ノ上、日々市在へ罷出、門戸ニ立、米錢ノ施行請、活計ヲ為シ候事ト相聞、既ニ別紙六部共惣代其外ヨリ差出候書面ノ内ニ、六部共凡二千人有之、一日一人ニ付錢十文ツ、為冥加上納致シ度旨云々ト

有之上ハ、施行ヲ目的ト申立候儀ニテ、俗ニ千日参リト唱候鉦打ノ類ニ等敷事判然タリ、畢竟今日戸籍御改正ノ折柄、銘々帰籍ヲ厭ヒ如斯出願致シ候事ト相聞、右ハ一種ノ遊民ニテ、斯ル開化ノ時勢ニ当リ、一日モ可存置事ニ有之間敷候間、京都府見込ノ通り、断然被廃止候儀至当ト存候、依テハ右ノ類同府管内ニ不限御国内ニ多数可有之候間、別紙ノ通御布令有之候様致シ度……（下略）（傍点引用者）〔文書1〕

ここに明らかなように大蔵省は、六十六部を糊口のために籍を脱して門付けをする遊民とみなし、この度の一件は戸籍編成事業を目前に六十六部たちが帰籍を厭うて画策したことと判断したのであった。かくして、同年十月十四日、次の太政官布告が公布される。

十月十四日公布

平民廻国修行ノ名義ヲ以テ六十六部ト称シ、仲間ヲ立、寄宿所ヲ設置、米銭等ノ施物ヲ乞ヒ候儀、自今一切禁止候事

但従前寄宿六部共ノ内、脱籍ノ者ハ復籍規（前）ニ照準シ其本貫へ帰籍可為致事

辛未十月

太 政 官

〔文書27〕

当時の大蔵省は、「富国強兵」のために可能な限り多くの生産者を確保しようとしており、戸籍作成はその前提となるべき喫緊の課題であることから、一般の僧尼を含め、無為徒食の民あるいは浮浪の徒とみなした人びとの減員・廃絶を図る政策が採られていた。この六十六部に対する禁令も、同年十月二十八日付の普化宗廃止の布告などとともにそのような文脈で捉えるべきことが、すでに阪本是丸によって指摘されている。¹⁰⁾六十六部の禁令は、宗教的な問題であるよりも、すぐれて政治的・経済的問題であったということにならう。

ところで、この件が浮上したのは、直接には京都府に対して複数の関係者が六十六部の本山あるいは惣会所の設置について伺を出したことを発端としていた。一連の文書に、幕末から明治初年における六十六部をめぐる状況を垣間見ることが出来る。

さきに示した明治四年九月の京都府の伺〔文書3〕には計二二点の文書が添付されており、その階層構造は少々煩雑でわかりにくいところがあるものの、京都府宛の伺・口上書九点を手掛かりに、全体の構成をなんとか把握することができる。京都府宛の文書は以下のとおりで、いずれも明治四年のものである。これに、それぞれ関係の文書が添付されている。

- (一) 大報恩寺役者玉蔵坊より、六十六部本山引受につき伺 (五月)〔文書4〕
- (二) 法金剛院塔中金目地蔵院てら六十六部惣会所惣代幡野伊織ほかより、六十六部の冥加錢奉納願出取次 (五月十九日)〔文書7〕〔文書9〕
- (三) 仁和寺門跡内熊谷六郎より、幡野伊織につき言上 (五月二十四日)〔文書11〕
- (四) 仁和寺門跡内熊谷六郎より、仁和寺の六十六部支配召放につき言上 (五月二十四日)〔文書12〕
- (五) 大報恩寺玉蔵坊より、幡野伊織再応取調および六十六部惣代再歎願につき言上 (五月)〔文書14〕
- (六) 法金剛院塔中金目地蔵院より、六十六部会所引受につき伺 (月日不詳)〔文書17〕
- (七) 大報恩寺玉蔵坊より、幡野伊織再応取調明細書上 (五月)〔文書20〕

(八) 幡野伊織らより、惣本山について再応歎願（五月二十五日）〔文書21〕

(九) 大報恩寺玉蔵坊より、六十六部惣代共の再歎願につき伺（五月）〔文書24〕

このほか、日付の点から（一）～（九）に添付されたとは見なしがたい次の文書がある。

(十) 六十六部総代沢田茂兵衛ほかより大報恩寺役者中へ、同寺宝蔵坊を仮惣会所に願いたい旨の歎願口上書（四年七月五日）〔文書25〕

さて、以上の文書から知られること、の経緯を整理して叙述すると、次のようになる。

明治四年五月（おそらく二日）〔文書19〕、「葛野郡法金剛院塔中金目地藏院惣会所」に属する六十六部、取締沢田茂兵衛・会所代田所庄三郎ら五名（あるいは六名）は、「廻国六十六部御掛り」の幡野伊織（後述）あて、「日本廻国ノ初発」云々として六十六部廻国の由緒を言上するとともに、「尤釈迦堂於大報恩寺六十六部惣本山ニ願度奉存候、尚天蓋幡鉦鼓等ノ儀ハ於同寺頂戴仕候様致度、是ヨリ諸国順行仕度奉存候事」と、今後は大報恩寺（千本釈迦堂）を六十六部の惣本山とし、そこから天蓋をはじめとする道具を拝領して廻国したい旨を訴えた〔文書5・10・19〕。これを受けて幡野伊織は、大報恩寺に対してこの申し出を受けてくれるようお願い出る〔文書6〕とともに、京都府に対しても五月十九日付でその許可を求めた〔文書7〕。また同時に大報恩寺の側でも、京都府に対してこのことの可否を伺い出た〔文書4〕（ただし、これには「御尋ニ付奉申上候」あるので、府から同寺への照会がまずあったらしい）。

六十六部集団が大報恩寺に対して惣本山となることを頼み入れたのは、「御一新」にともない、それまでの御室仁和寺による六十六部支配の体制が失われたからにほかならなかった。文書6には「廻国六十六部行者 仁和寺宮様御配下ノ者ニ御坐候処、御一新後被廢止」とあり、さらに京都府の照会に対して仁和寺では、五月二十四

日付で、「去ル慶応四戊辰六月中、右行者（六十六部）引用者支配召放候節、別紙ノ通相渡置候外書類等無御坐候、且其以來右行者ノ儀ニ付一切関係無御坐候」と回答している〔文書12〕。仁和寺は、慶応四年（一八六八）六月、六十六部集団に次のように支配の放棄を告知していたのである。

今般御一新ニ付六十六部回国行者御支配被召放候上ハ、何方ニテ受支配候共更ニ御差構無之候、仍テ此段相達候事

辰（慶応四年）六月

御室御所役人

〔文書13〕

これに対する六十六部集団側の困惑は、明治四年五月二十四日付、幡野伊織宛の再歎願書に次のように表現されている。

一 御一新後、仁和寺御門跡御模様替リニ付右惣本山ノ儀御廢止被 仰付、則御手切ノ御達書御渡ニ相成、爾ルニ両三度迄歎願等仕候へ共、御多端中ニ付御断ニ相成、無抛昨年以來會議ノ上、惣本山ノ儀夫々見込ヲ以諸寺諸山等へ歎願ヲモ仕候へ共、各々御断ニ相成、一統泣々引払廻国修行罷在候処、当春来又々惣会所へ巡行ノ^{（上カ）}集評仕候処、何分惣本山無之候テハ末派ノ規則難相立、自然泥廢ニ及終ニ一同混雜ノ基トモ相成候テハ、釈尊以來我朝ノ元祖ヨリ連綿ト相統仕来り候御国恩并宗祖ノ御意願忽チ消失仕悲歎至極ニ付、惣本山ノ儀ハ五辻千本釈迦堂大報恩寺ニ仕度旨決議仕候

〔文書22〕

〔文書23は幡野伊織がこれを大報恩寺に取り次いだもので、ほぼ同文である〕

「仁和寺御門跡御模様替リ」は、直接には慶応三年（一八六七）の仁和寺第三〇代純仁法親王の還俗と、それともなう山内の体制の動揺をさすものである。半年後の慶応四年六月、「御手切ノ御達書」（前掲の文書13）を突き付けられた六部たちは、再三にわたって仁和寺に本山継続を歎願するも叶わず、明治三年（一八七〇）以降

は仁和寺をあきらめて他の諸寺院に本山となることを頼み入れるが、それもまたいずれの寺院からも断られたのであった。やむを得ず彼らは本山を引き払い、廻国に出たのであるが、四年春に至ってあらためて惣本山の必要性を確認し（惣本山がなくては末派の規則が立ちがたい、とある）、大報恩寺にこれを求めることとしたのであった。

以上の過程には、「廻国六十六部御掛り」「葛野郡法金剛院塔中金目地藏院内備惣会所六十六部掛り」「六十六部惣会所惣代」等々の肩書を付された幡野伊織という人物が関わっていた。伊織は元来、仁和寺の院家である菩提院に仕えていた者（寺侍と呼んでよいか）で、明治四年三月までの文書には「仁和寺御門跡菩提院様御内」「菩提院様御家来」として登場する〔文書15・16〕。明治四年三月、廻国惣代茂兵衛らが伊織にあてた口上書には次のようにあるから、彼は仁和寺山内にあって六十六部支配の担当者というべき立場にあったのであろう。

奉願上口上書

日本廻国六十六部行者取締惣会所、是迄 仁和寺宮様御支配ノ処、御掛役今伊貢之丞様ニ御坐候処、其後右御宮様御模様替ニ付御支配被廢止候折柄、右御掛役病死被致候処、跡宿是迄ノ通御相続被下候趣承り右様ニ相成候ニ付、一統御安心仕候、何卒従前ノ手継ニ御坐候故、御慈悲ヲ以テ右御支配ノ処、当時御預り被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

〔文書15〕

文中の「御掛役今伊貢之丞」が幡野伊織の前任者で、その病死後、伊織が「掛」を引き継いだのである。「跡宿是迄ノ通御相続被下候趣」の意味するところが判然としないが、慶応四年の仁和寺の六十六部支配からの撤退後も、六十六部を担当する役職等が事実上存続し、実質的な関与は続いていたと考えてよいであろうか。

ところが幡野伊織は、明治四年四月十九日、菩提院より暇を出され、本貫の葛野郡大北山村（現在の京都市北区の衣笠・大北山を地名に冠する一帯）へ帰村・復籍することとなる〔文書4・11〕。この年の五月、御所号・門跡

号・院家・院室などの称の廃止とともに、坊官・候人や、門跡・院家等の家士の処分が太政官より達せられており、伊織の離寺はそれに先立つものの、こうした門跡寺院の体制の動揺と無関係ではあるまい。ただ、六十六部集団の側では依然、伊織を頼るほかなかったということか、以後、彼は前述のような肩書をもって、六十六部集団の歎願を大報恩寺や京都府へ取り次ぐ役割を果たしてゆくのである。

ところで、幡野伊織の肩書のなかに「法金剛院塔中金目地蔵院」云々がある。また六十六部集団も、「法金剛院塔中金目地蔵院惣会所」の取締・会所代・惣代等を名のついている〔文書5・22・23〕。法金剛院は仁和寺の南方、双ヶ丘の東麓にあつて、待賢門院の御願寺として知られる律宗寺院であるが、もともと仁和寺の院家の一つであつた⁽¹²⁾。地蔵院（金目地蔵院）はその塔頭で、そこが六十六部の「惣会所」の機能を果たしていたのである。この事情は、地蔵院自身によつて次のように説明されている。

奉願口上書

是迄諸国六十六部ノ儀仁和寺門跡御支配ノ処、則拙院右会所ニ被頼入、昨春迄右会所ニ仕来罷在候処、仁和寺門跡ノ儀ハ御一新以後右六部支配被相廃止候折柄、当節柄総テ人別止宿人等厳敷御吟味ノ御事ニ付、一先会所ノ儀ハ相断候処、尚又段々六部取締ノ者共ヨリ頼出候間、右貸渡シ候テモ宜御坐候哉、此段奉願上候、以上

明治四未年

葛野郡双丘法金剛院塔中 金目地蔵院

京都御政府

〔文書17〕

地蔵院は仁和寺による六十六部支配の時代から明治三年春まで六部たちの会所であつたが、仁和寺の六部支配が廃されたのともない、さらには当節の政府の人籍把握の徹底に鑑み、これを断つた、しかしなお六部集団の

側から会所として使わせてほしいとの要請があり、貸してもよろしいか、との伺である。この文書には月日の記載がないが、四年五月のいくつもの文書に「金目地藏院惣会所」とあるから、会所としての利用は、実質的には明治三年春以後もしばらく継続していたようである。しかし、四年七月になると、次のように六部集団はいよいよ地藏院も引き払わねばならなくなる。

奉歎願口上書

一 葛野郡双丘法金剛院塔中金目地藏院、六十六部惣会所ニ借請罷在候処、右寺去月中格別ノ風破ニ付惣会所ノ儀被相断候ニ付、其頃無扨居合ノ者共夫々離散ノ上最寄へ仮宅頼入罷在候処、当御時節柄人別止宿人等嚴敷御吟味ノ御儀ニ付、御手数ノ程奉恐入、殊ニ盆前ニモ及ヒ候上ハ、皇国御平安御祈念并宗祖等へ報恩ノタメ従前ノ勤行仕度、一同念願ニハ御坐候ヘトモ、惣会所無之候テハ、豈不成其儀、且亦各国六部総代ノ者共集会ノ席等モ無之、実ニ難渋迷惑仕候儀ニ付テハ、貴寺塔中宝蔵坊当分ノ内仮惣会所ニ願度、一統会議ニ御坐候間、前段御憐察ノ上、何卒右塔中仮惣会所ニ御聞濟被成下置候様、只管奉願上候、以上

明治四辛未年七月五日

六十六部総代 沢田茂兵衛

(以下、同田所庄三郎・同西畑喜代藏・同芳原知之丞・同小形源之助・同田中滝三郎)

釈迦堂大報恩寺 御役者中

〔文書25〕

金目地藏院が六月の風破を理由に惣会所を断ってきたのであり、六十六部集団の側では勤行・集会に差し支えることに難渋して、大報恩寺に対し、塔頭の宝蔵坊を仮惣会所に使わせてほしいと願い入れたのである。この一件がその後どのような経緯をたどったかは明らかではないが、同年十月には結局、ここに登場するような六十六部の活動自体が禁じられることになる。かりに宝蔵坊に仮惣会所が設けられたとしても、永続性は持ちえなかつ

たであろう。

以上、慶応四年に仁和寺が六十六部支配から撤退したのちも、六十六部集団は従前のとおり法金剛院塔頭の金地蔵院を惣会所として活動を続けるとともに、当初は引き続き仁和寺支配のもとにあることを、やがてはあらたな本山を戴くことを画策し、明治四年には、もと仁和寺の六十六部掛であった幡野伊織を介して、千本釈迦堂大報恩寺に本山を引き受けてくれるよう歎願するに至る、という経緯がわかるのである。

四

仁和寺に代わる本山を、という六十六部らの企ては、結局、明治新政府の施策と相容れるところではなく、再々の歎願にもかかわらず成就しなかったのであるが、この過程で六十六部集団は興味深い動きを見せている。ひとつは掟の改定を図っていること、もうひとつは政府に対して冥加錢の上納を申し出ていることである。

明治四年五月二日、大報恩寺に本山を頼み入れるにあたり、六十六部の取締沢田茂兵衛・勘定方玉木市之祐以下六名は、次のように規則を定めた旨の伺（六十六部回国掟御書）を幡野伊織に出している（ここには文書10をあげるが、別経路で提出された文書19もほぼ同内容であり、そこには五月二日の日付がある。また文書5はこの前半部と見られる）。

六十六部回国掟御書

日本回国ノ初発

天智天皇御初厥后 文武天皇其国ノ霊場へ法花経ヲ奉納

右趣意ハ為天下泰平国家安全五穀豊登也、將亦日本國中神社仏閣へ納経ハ勿論、令拝礼候事

一御一新ノ御改政被為 仰出候ニ就テハ神仏混淆不相成段御趣意ニ付、御神名帳并奉納経帳等格別ニ御坐候

一回国順拜所御神名帳ノ儀ハ 神武天皇御拜所初其外加茂神社八幡神社へ拜礼仕度奉存候事

一仏閣ノ儀ハ京都釈迦堂初メ国分寺其外靈山靈所等へ奉納経仕度、尤自今釈迦堂於大報恩寺六十六部惣本山
ニ奉願度ト奉存候、尚天蓋幡鉦鼓等ノ儀ハ於同寺頂戴仕候様致度、是ヨリ諸国順行仕度奉存候事

回國ノ掟書

一御一新御改政ニ付御布令ノ条々堅相守可申候事

一回国行者天下泰平国土安穩五穀成就可奉祈候事

一回国行者天下祈念專一也、依之日本國中一ノ宮可拝礼儀ハ勿論、其國ノ靈場へ可令御納経候事

一回國為リ行者依之日本國中如法專一二可令修行候事

一笈仏ノ儀ハ其行者ノ任信仰可為念誦仏、尤仏具相添候事

一回国行者出途候時ハ互ニ國^所可尋合納経等相改、若胡乱ケ間敷者有之候敷亦ハ法外ノ者於有之、同行中相互
ニ見聞次第其最寄ノ会所へ召連罷出、指図通り可取計、直ニ応対致間敷候事

京都釈迦堂

大報恩寺役者

六十六部頭

京都惣会所

〔文書10〕

〔掟書〕に先立つ部分は、六十六部の由緒・趣意、および大報恩寺を本山に載きたいという希望とともに、六

部集団が「御一新」に対応する用意があることを表明したものと云ってよいであろう。神仏分離に対しては、従来の納経帳のうち、神社の請取にあたる部分を神名帳として区別するとしている。近世に刊本で流布した六十六部縁起の内容からことさら天智・文武に関わる部分のみを取り出し、巡拝対象の神社として「神武天皇御拝所」をあげるなどの点も、その意図は明白であろう。

ついで六箇条からなる「回国ノ掟書」が示される。これを、近世後末期の一部の六十六部廻国者が所持していた「東叡山御定目」「御室御所御定目」⁽¹³⁾と比較してみると、第二条・三条・六条などは「御定目」を比較的良好に継承しているものの、廻国の現場に関わる些末な規定や仏教臭は減じて、全体に大幅に簡略化されている。その一方で、第一条に新政府の布令を遵守すべき旨の一文が加わり、先述の部分とあわせて、六十六部集団が存続のための条件をどう認識していたかを、よく示している。末尾に大報恩寺役者の名があるのは、もとより同寺が本山を引き受けることを前提としての記載と理解すべきである。

この文書は以上に続けて、これまでのとおり、遠国については最寄りの国々へ出張所を設けて「居合同行」を取り締まるとともに、支配所からの布令は所々の出張所が取り次ぐ、また新規に入門を願い出た者については「居合」統」が集まって身上・宗門等を確かめて支配所へ何を出す、としている。

以上を受けて幡野伊織は、「今般六十六部御規則ノ儀、御一新御改正ニ付御改書付ヲ以被頼入候ニ付」と、大報恩寺に願ひ出ることになるのである〔文書6〕。

冥加銭の件はこれよりもいままし早く、明治四年四月付で、幡野伊織宛てに次の願が出されている。

乍恐奉願上候

一 今般六拾六部廻国ノ行者、御一新御改政ニ付、京都惣会所掛り凡二千人程ノ見込ニ御坐候、此者共当今ノ

折柄無御冥加廻国修行ノ儀ハ奉恐入候、依之一日ニ一人前ニ付拾文ツ、為御冥加錢奉獻納度候、此段奉願上候、何卒御上様へ御執成願上被下候ハ、難有仕合奉存候、以上

六十六部廻国行者

京都惣会所 取締茂兵衛（以下、勘定方市之祐・惣代庄三郎）

〔文書8〕

京都惣会所配下の六部が二千人ほどおり、これが一日ひとり十文ずつを冥加錢として上納したいというのである。伊織は五月十九日付で、これを京都府に取り次いでいる〔文書9〕。さらに、同月二十四日、再度大報恩寺に本山の件を歎願した折にも、「日本惣会社掛^所り人数凡二千人ノ見込ニ御坐候処、方今ノ折柄御為 皇国報謝ノ乍微力飽迄人別ニ付一日二十錢宛惣会所ヨリ 御上様ニ奉獻納度念願ニ御坐候」と、同じ申し出をしている〔文書22・23〕。その目的が、政府に一定の財政上の価値を認めさせ、集団の存続・延命をはかることにあつたの言うまでもない。しかし、もとより政府の関心を惹いた形跡はなく、約半年後、六十六部は無為の遊民として「二日モ可存置事ニ有之間敷」と、容赦なく廃されてゆくのである。

五

以上、『公文録』収録の文書によって、いわゆる六十六部の禁令が発せられるに至る経緯を見てきた。冒頭にも触れたように、すでにいくつかの史料によって幕末期における仁和寺の六十六部支配は疑いえないものであったが、一連の文書はそれに確証を与えるのみならず、その支配と六十六部集団の実態の一端がある程度具体的に教えてくれるものといえよう。これによって明らかになったことを確認しておこう。

少なくとも幕末期にあつては、仁和寺は六十六部の「惣本山」としてこれを支配していた。その支配の内実はいまだ詳らかではないが、のちに六十六部集団が大報恩寺に本山を頼み入れる際に天蓋・幡・鉦鼓等を同寺から頂戴して諸国順行したいと申し出ているところを見ると、仁和寺もこれらを貸し与えるかたちで六十六部たちに允可を与えていたかと思われる。実際の支配にあつては、院家のひとつに掛をおき、職務を担当させていたようである。仁和寺がこうした役目の者を置いていたことは、安政五年（一八五八）の備後福山藩の史料でも知られるところである。¹⁴この役の最後は菩提院内の幡野伊織であつたが、この役割が菩提院に固定していたかどうかは定かではない。還俗した仁和寺宮が「寺務総職」への関与を止められた明治二年以降は、菩提院の実誉が同職を委任されて一山を運営しており、その事情によるものかもしれない。ちなみに、江戸時代の菩提院は双ヶ丘の二岡の西麓にあり、明治四年の土地によって仁和寺境内に移つたが、その後廃絶している。

いっぽう六十六部集団の側は、「惣会所」をもち、「取締」「会所代」「勘定方」「惣代」等の肩書をもつ者が組織の運営にあたつていた。すなわち禁令にいう「仲間ヲ立、寄宿所ヲ設置」である。惣会所は、どこまで遡及できるかは明らかではないが、明治三年春までは（おそらく実質的には翌四年の夏ごろまでは）法金剛院塔頭の地藏院（金目地藏院）におかれていた。法金剛院は仁和寺の院家の一つであつた。なお、惣会所はしばしば京都、惣会所と記されているところを見ると、複数のそれがあつたかとも思われる。史料的にはいまだ不十分ながら、江戸の東叡山寛永寺が仁和寺と同様の役割を担つていたとするならば、その可能性は考えておくべきであろう。

惣会所の下には地方組織とでもいふべき地方ごとの統制・連絡の仕組みがあつたこともうかがえる。掟の改定を申し出た際、六部らは、それぞれ最寄の国々へ「出張所」を設置して「取締惣代」が「居合同行」を取り締まると主張し、それを「是迄在来ノ通り」としていた（文書10）。安政四年（一八五七）、備中早島領に現れた江戸

一之助という六部は、このたび御室御所より「国々六部取締」が仰せつけられ、「当国出張役所」を自分が仰せつかったと称していたが、⁽¹⁸⁾符合するところである。確認できた事例は一例にとどまるが、加古川市平荘町山角・報恩寺境内の廻国供養塔（元治二年（一八六五）カ）のように、「当国出張所元締」「物代」「見廻」「取治」の肩書をもつ人名を刻んだ石造物もある。⁽¹⁹⁾こうした各地方の代表者が惣会所に参集する機会もあったらしく、金目地蔵院から惣会所を断られた六部らが大報恩寺宝蔵坊に仮惣会所を頼み入れる際には、惣会所がなければ勤行に差し支え、かつ「各国六部総代ノ者共」の集会の席もなく難渋迷惑すると訴えていた。参集の機会はおそらく本山への上納の機会でもあったろう。

なお、惣会所配下の六部がおよそ二千人いるという申し立てがあるが（文書 8・22・23）、近世後末期（おおむね文政期以降）に十数人からときに数十人にのぼる多数の六部が関与して造立された廻国供養塔が全国各地に相当数確認されており、あながち誇張とは断じられないと考える。

仁和寺の六十六部支配が終わるのは慶応四年（明治元年（一八六八））六月である。その半年前の三年十二月、第三〇代純仁法親王が「王政復古の大号令」とともに還俗して⁽²⁰⁾おり、それにもなう一山の体制の変動が原因であつたと、いちおう考えることができよう。ただ、たしかに翌明治二年以降になると仁和寺宮が寺務に関わることで止められ、宮家と仁和寺の「区別」が厳格になり、さらには門跡号そのものが廃されるなど、⁽²¹⁾仁和寺は大きな変化を余儀なくされるのであるが、純仁の還俗直後は宮の居所をはじめ伽藍・被官・知行・末寺支配等、むしろ旧体制の維持が確認されており、⁽²²⁾ただちに六十六部の支配を放棄しなければならない事情はうかがいにくい。この点は、より大きな事情が背後に控えている可能性もあり、なお検討を加える必要があるろう。

その後の六十六部集団は、既述のとおり、組織の存続に腐心することになるのであるが、かねて菅根幸裕が指

摘している明治初年における空也堂極楽院の六十六部支配は、この時期の六十六部たちの動向を知るとき、きわめて理解しやすいものになる。菅根が紹介する空也堂文書によれば、同寺が「六十六部元締役」得道らの求めによって六十六部の「本山」を引き受け、「六十六部廻国免状」を出すようになったのは明治二年十月のことである。⁽²³⁾ 仁和寺の六十六部支配放棄は前年の六月であり、明治二年はまさに六部たちが仁和寺に対して本山継続の歎願を繰り返し、やがて他寺院へと歎願先を変えようとしていた時期にあたらう（「文書22」）。さらに言えば、空也堂文書には元締役得道とともに早来又次郎なる六部が登場するが、彼は御室御所の配下の六部であったことを示す別史料がある。⁽²⁴⁾ つまりは、仁和寺から「手切れ」を申し渡された六部のうちに、幸運にも空也堂の傘下に入ることができたグループがあったということにほかならない。もともと、空也堂には六十六部をめぐる史料は数点しか伝存しない由で、同寺の支配も長くは続かず、明治四年十月の禁令をもつてか、あるいはそれを待たずに終止符が打たれたとみられる。

明治四年十月の禁令がどのような者たちを対象としていたかは明白である。それは、心願によって六十六か国の寺社を巡拝し、数年かけて成就した後は家郷に帰って村の生活に復帰するような巡礼者ではなく、種々の絵画資料に見られるように大きく華美な笈に仏を収め、それを拝ませつつ、さまざまな名目で喜捨を募ることを生業とする「渡世の六部」⁽²⁵⁾にほかならない。明治政府はこれを、巡礼に名を借りた物貰いと断じていた。禁止の布告に至る一連の文書が教えてくれるのは、そうした職業六部たちが一定の組織を形成し、本山を戴き、会所を設け、地方ごとに連絡・統制の仕組みすらもっていたらしいということである。

最後に。仁和寺の六十六部支配はどこまで遡及しうるのか（安政四年の通達にいう「往古よりの支配の復旧」は事実なのか）、東叡山寛永寺にあっても同様の支配形態が存在したのか等々、残る課題は少なくない。わけても、こ

こに見たような六十六部集団と本山の関係は六十六部という巡礼文化総体のなかでどの程度の意味をもっていたのか、つまり、あくまで職業六部の問題にとどまって一般の巡礼者には無縁のものであったのか、それとも一般の巡礼者もこの関係の中に位置づけられ、一定の統制を受けていたのかという点は、いまだ明瞭ではない。しかし、じつはこの点こそが近世の六十六部を理解するうえでの一つの要諦ではないかと、筆者は考えている。

註

- (1) 小嶋博巳「近世の廻国納経帳」『生活文化研究所年報』二二、ノートルダム清心女子大学生活文化研究所、一九九九年。同「近世六部の組織性」巡礼研究会編『巡礼論集2 六十六部廻国巡礼の諸相』岩田書院、二〇〇三年。
- (2) 日野西眞定「高野山の六十六部史料」巡礼研究会編『巡礼論集2 六十六部廻国巡礼の諸相』岩田書院、二〇〇三年、二二一―二二二頁。
- (3) 片山庶祐「諸日記」安政四年九月四日条（早島史料大庄屋日記編集委員会編『早島史料 大庄屋日記Ⅲ』早島町教育委員会、一九九三年、九二頁）。安政五年二月二十五日「御室御所大師堂修理のため六十六部行者念仏修行につき廻達」（『広島県史』近世資料編V、広島県、一九七九年、九一〇頁）。
- (4) 東福寺名誉住職・沖田定信師、住職・沖田憲信師のご厚意により、調査の機会を得た。笈と木札は同寺のホームページで見ることができる。
- (5) 六十六部縁起の登場人物を近世の六部の出で立ちで描き、「御室御所御支配廻国元祖頼朝房智成大法師和讃」を付したもので、安政七年（一八六〇）の刊記をもつ。山形市内の個人蔵のものが市村幸夫によって紹介されている（市村幸夫「六十六部と寺社札」『山形民俗』一七、山形県民俗研究協議会、二〇〇三年、九一―一二頁）。
- (6) 次の四基を確認している。宮崎市上北方磐戸神社・安政四年銘塔、三原市須波西町少林寺・元治元年銘塔、富田林市宮甲田錦織神社参道・紀年不詳塔、丸亀市垂水町垂水茶堂跡・紀年不詳塔。
- (7) 菅根幸裕「明治新政府の宗教政策と「聖」の対応——鉢叩念仏弘通流本山京都空也堂の史料から——」『日本近代仏教史研究』三、日本近代仏教史研究会、一九九六年、七三―七六頁。

- (8) 国立公文書館デジタルアーカイブが利用できる (<http://www.digital.archives.go.jp/>) 行政文書▽内閣・総理府▽太政官・内閣関係▽第一類 公文録▽公文録・明治4年▽公文録・明治四年・第百二十九卷・辛未十月・大蔵省伺全 件名番号023)。なお、ほぼ同内容(ただし一部簡略化)が『太政類典』(第二編・明治四年〜明治十年・第十三卷)にも収録されている。しかしここでは『公文録』に拠ることとし、その記載に不審がある場合のみ、『太政類典』を用いて()内に補うこととする。
- (9) 『法令全書』では下記に収める。内閣官報局編『法令全書』四、原書房、一九七四年、三六七―三六八頁。
- (10) 阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年、一三一―一五頁。
- (11) 坊官・候人等の名称は廃し、蓄髪のうち「地方官貫属土族卒」へ加える、諸門跡・比丘尼御所・院家・院室の家のうち「三代以上相恩」の者は坊官らと同様に「地方官貫属土族卒」とし、「二代以下」の者はそれぞれの旧籍へ復すとしている(「諸門跡比丘尼御所号等廃止地方官管轄ニ被仰付御達」『公文録』明治四年第三十二卷)。
- (12) 古藤真平「仁和寺の伽藍と諸院家(下)」『仁和寺研究』三、古代学協会、二〇〇二年、七七―八五頁。
- (13) 小嶋博巳「近世六部の組織性」(前掲註1)、六九―七三頁。
- (14) 「御室御所大師堂修理のため六十六部行者念仏修行につき廻達」(前掲註3)。「御室御所御支配六十六部取締役人 星野上総」より、御室山内八十八カ所大師堂修覆のために六十六部行者らが四十八日間の念仏修行(要は勧進であろう)をするのでよろしく取り計いを願いたい旨、備後国内町村の役人に宛てた頼状を出している。
- (15) 「仁和寺宮寺務区別ノ儀御達」『公文録』明治二年・第三十五ノ二卷、ほか。
- (16) 古藤真平「仁和寺の伽藍と諸院家(下)」(前掲註12)、八七―八八頁。
- (17) さしあたり、小栗栖健治が紹介した廻国供養の行列を描いた絵巻の一つ(乙本)に、「奉獻御室仁和寺之宮」「奉獻東叡山中堂」の二本の幟が対で登場することを想起しておきたい(小栗栖健治「六十六部を描く行列絵巻」巡礼研究会編『巡礼論集2 六十六部廻国巡礼の諸相』岩田書院、二〇〇三年、一三五・一五八頁)。甲本にはこれがないが、制作年代が明治以降に下るためであろう。
- (18) 片山庶祐『諸日記』安政四年九月四日条(前掲註3)。
- (19) 三木治子「六十六部の石塔(2)」『歴史考古学』三八、歴史考古学研究会、一九九六年、一九頁。筆者も追調査

を行なっている。

(20) 純仁はのちに陸軍大将・元帥となる小松宮彰仁で、復飾・復名して仁和寺宮嘉彰となり、軍事総裁、さらに兵部卿・会津征討総督等々に任じられた。明治三年に東伏見宮嘉彰、明治十五年に小松宮彰仁と名を改めている。

(21) 明治二年正月「仁和寺宮寺務区別ノ儀御達」(『公文録』明治二年第三十五ノ二卷)、明治三年正月五日「仁和寺宮門跡区別ノ儀届」(同、明治三年第百二十八卷)、明治四年五月「諸門跡比丘尼御所号等廢止地方官管轄ニ被仰付御達」(同、明治四年第三十二卷)、ほか。

(22) 慶応三年十二月十九日「仁和寺宮居所并家来ノ儀ニ付伺」(『公文録』明治元年第四十五卷)。

(23) 菅根幸裕「明治新政府の宗教政策と「聖」の対応」(『前掲註7』、七三―七五頁)。

(24) 先述した安政七年の刷り物(『前掲註5』)の刊記に、「京都御免惣会所願主元締早来亦治郎」と名を出している。

(25) この語は、化政期に廻国した野田泉光院が、その「日本九峰修行日記」中でしばしば用いている。彼はまた、この種の職業六部を「天蓋六部」とも呼んでいた。鈴木棠三校注「日本九峰修行日記」宮本常一ほか編『日本庶民生活史料集成』第二卷、三一書房、一九六九年。